

基本指針の改正の主なポイント

- 令和5（2023）年5月19日付、国より、障害福祉計画等に係る基本的な指針の一部改正について告示されている

① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・ 重度障害者等への支援など、地域のニーズへの対応
- ・ 強度行動障害を有する者への支援体制の充実
- ・ 地域生活支援拠点等の整備の努力義務化

② 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神障害者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性等

③ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定・ 就労選択支援の創設への対応について成果目標に設定

④ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・ 重層的な障害児支援体制の整備
- ・ 地域におけるインクルージョンの推進
- ・ 障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について成果目標に設定
- ・ 医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標に設定

⑤ 発達障害者等支援の一層の充実

- ・ 市町村におけるペアレントトレーニングなど発達障害者等の家族に対する支援体制の充実

障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の改正（概要）

⑥ 地域における相談支援体制の充実強化

- ・ 基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進
- ・ 「地域づくり」に向けた自立支援協議会の活性化

⑦ 障害者等に対する虐待の防止

- ・ 障害福祉サービス事業者等における虐待防止委員会の設置等の徹底

⑧ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・ 社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備実施計画との連携並びに包括的な支援体制の構築の推進

⑨ 障害福祉サービスの質の確保

- ・ 障害福祉サービス等の質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実

⑩ 障害福祉人材の確保・定着

- ・ 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪ よりきめ細かい地域ニーズをふまえた障害（児）福祉計画の策定

- ・ 障害福祉データベースの活用等に計画策定の推進

⑫ 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・ 障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設